

所管名:内閣府(金融庁)

現行政策評価体系図 ＜平成21年度金融庁政策評価実施計画＞ (策定:平成21年3月31日)	22年度概算要求における政策評価体系図 ＜平成22年度金融庁政策評価実施計画＞ (策定:平成22年3月予定)	政策評価 調査番号
基本政策	基本政策	
施策目標	施策目標	
施策	施策	
I. 金融機能の安定の確保	I. 金融機能の安定の確保	①
1. 金融機関が健全に経営されていること	1. 金融機関が健全に経営されていること	
(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な オフサイト・モニタリングの実施	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な オフサイト・モニタリングの実施	
(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な 検査の実施	(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な 検査の実施	
2. 金融システムの安定が確保されていること	2. 金融システムの安定が確保されていること	
(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢 整備及びシステムリスクの未然防止	(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢 整備及びシステムリスクの未然防止	
(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	
(3) 新興市場国の金融当局への技術支援	(3) 新興市場国の金融当局への技術支援	
II. 預金者、保険契約者、投資者等の保護	II. 預金者、保険契約者、投資者等の保護	②
1. 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心して そのサービスを利用できること	1. 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心して そのサービスを利用できること	
(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	
(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	
(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立	(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立	
(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適正な対応	(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適正な対応	
2. 公正、透明な市場を確立し維持すること	2. 公正、透明な市場を確立し維持すること	
(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場 監視	(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場 監視	
(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主 的な取組みの促進	(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主 的な取組みの促進	
(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備	(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備	
(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	
(5) 公認会計士監査の充実・強化	(5) 公認会計士監査の充実・強化	
III. 円滑な金融等	III. 円滑な金融等	③
1. 活力のある市場を構築すること	1. 活力のある市場を構築すること	
(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計	(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計	
(2) 決済システム等の整備	(2) 決済システム等の整備	
(3) 専門性の高い人材の育成等	(3) 専門性の高い人材の育成等	
(4) 個人投資家の参加拡大	(4) 個人投資家の参加拡大	
2. 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービス の利用者利便の向上を図ること	2. 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービス の利用者利便の向上を図ること	
(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	
(2) 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型 金融の推進	(2) 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型 金融の推進	
3. 金融の円滑を図るためのより良い規制環境(ベター・レギュレーシ ョン)を実現すること	3. 金融の円滑を図るためのより良い規制環境(ベター・レギュレーシ ョン)を実現すること	
(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上	

別紙(19-2)

所管:内閣府

会計:一般会計

組織又は勘定:金融庁

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III
		(項)	(事項)			
		金融庁共通費				
	×	金融庁一般行政に必要な経費				
	×	国際会議等に必要な経費				
	×	審議会等に必要な経費				
①		金融機能安定確保費		●		
	●	金融機能安定確保に必要な経費 (主要経費95)				
	●	経済協力に必要な経費 (主要経費50)				
②		投資者等保護費			●	
	●	投資者等保護に必要な経費 (主要経費95)				
③		金融機能円滑化推進費				●
	●	金融機能円滑化推進に必要な経費 (主要経費95)				

注)「政策評価の対象(●▲◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

- については政策評価の対象となっているもの
- ▲については政策評価の対象となっていないが、将来において政策評価の対象となり得るため政策として切り出したもの
- ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
- ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(▲及び◆以外)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施		評価方式	総合 ^① 実績事業	番号	① (I-1-(1))
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	331,355	252,872		409,361		312,629
（ 補 正 後 ）	273,791	533,623		409,361		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	273,791 <0>	533,623 <0>				
支出済歳出額（千円）	197,632	230,969				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	76,159 <0>	302,654 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 ・モニタリング・システム関係経費、・バーゼルⅡ対応システム関係経費、・金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費、・金融取引業者等の監督に必要な経費</p> <p>○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求 ・総務企画局参事官（非預金取扱金融機関担当）の時限の撤廃（恒久化）、・ヘッジファンド等の監督体制の充実・強化、・保険会社の財務基準高度化に係る体制整備、・証券会社グループ監督の充実・強化、・マクロ健全性監督に係る体制整備</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施					番号	① (I-1-(1))		(千円)
	予 算 科 目					21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	金融機能安定確保費	金融機能安定確保に必要な経費	409,361	312,629	△ 63,881
	A	1							
	A	1							
	A	1							
	A	1							
	小計							409,361	312,629
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
	小計								
合計							409,361	312,629	△ 63,881

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施				番号	① (1-1- (1))			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
モニタリングシステム関係経費	A	1	285,731	201,294	△ 84,437	△ 50,345	△ 50,345	執行状況を踏まえ、モニタリングシステム関係経費のうちサーバ等リース料等について、実績等反映及び随意契約見直し反映の観点から、減額要求を行うこととした。	
パーゼルⅡ対応システム関係経費	A	1	12,615	7,719	△ 4,896	△ 4,896	△ 4,896	執行状況を踏まえ、パーゼルⅡ対応システム関係経費について、実績等反映の観点から、減額要求を行うこととした。	
保険会社等の監督に必要な経費	A	1	8,640		△ 8,640	△ 8,640	△ 8,640	執行状況を踏まえ、保険会社等の監督に必要な経費について、21年度中に完了する見込みであることから、予算要求を行わないこととした。	
合計			306,986	209,013	△ 97,973	△ 63,881	△ 63,881		

政策評価調書(個別票②)

担当部局名: 監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課コングロマリット室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期: 平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施</p>	<p>施策体系上の位置付け ① (I-1-(1))</p>																					
<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。そこで、モニタリング・システムの機能強化、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等のオフサイト・モニタリングの実施、リスク管理に関するルールの整備、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとする。</p>																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 極めて厳しい経済・金融情勢の中ではあるが、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後より一層、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や実体経済の悪化など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要性が高まっている。</p> <p>(有効性) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、監督指針の整備等を進めたことは、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がり、健全かつ適切な運営の確保に資するとともに、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であった。</p> <p>(効率性) 検査・監督連携会議を開催し、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができた。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 金融機関のリスク管理の高度化 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1458 1235 1765"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> <th>21年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>各業態の健全性指標(自己資本比率)</td> <td>%</td> <td>主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合</td> <td>13.3 10.4 12.0 10.2</td> <td>12.3 10.3 11.7 10.0</td> <td>12.4 10.5 11.8 10.1</td> <td>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年3月末	20年3月末	21年3月末	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	各業態の健全性指標(自己資本比率)	%	主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合	13.3 10.4 12.0 10.2	12.3 10.3 11.7 10.0	12.4 10.5 11.8 10.1	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方									
				19年3月末	20年3月末	21年3月末																	
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	各業態の健全性指標(自己資本比率)	%	主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合	13.3 10.4 12.0 10.2	12.3 10.3 11.7 10.0	12.4 10.5 11.8 10.1	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 第169回国会施政方針演説</p>	<p>年月日 平成20年1月18日</p>	<p>記載事項(抜粋) 米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。</p>																				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施		評価方式	総合・実績・事業	番号	① (I-1-(2))
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	407,701	343,880		341,170		387,006
（ 補 正 後 ）	390,205	343,880		341,170		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	390,205 <0>	343,880 <0>				
支出済歳出額（千円）	314,424	286,672				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	75,781 <0>	57,208 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて改善すべき点	e-ラーニングコンテンツ作成等経費については、これまでの予算措置によりe-ラーニング教材を作成し、一定の効果が得られる見込みであるため、検討の結果、22年度において予算要求を行わないこととした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 ・金融機関等検査経費、・金融検査手法向上経費、・リスク計測参照モデル関係経費 ○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求 ・中小企業向け金融円滑化のための検査体制の整備、・資金決済法施行に伴う検査体制の整備、・保険会社の検査の高度化を図るための体制整備、・法令遵守態勢等の検証の充実を図るための体制整備					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施					番号	① (I-1-(2))		(千円)
	予 算 科 目						21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	金融機能安定確保費	金融機能安定確保に必要な経費	341,170	387,006	△ 7,250
	A	1							
	A	1							
	A	1							
	小計							341,170	387,006
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計								
合計							341,170	387,006	△ 7,250

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施			番号	① (1-1-(2))			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	
e-ラーニングコンテンツ作成等経費	A	1	7,250		△ 7,250	△ 7,250	△ 7,250	政策評価結果を踏まえ、e-ラーニングコンテンツ作成等経費について、一定の効果が得られる見込みであることから、予算要求を行わないこととした。
合計			7,250		△ 7,250	△ 7,250	△ 7,250	

政策評価調書(個別票②)

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:検査局総務課

<p>施策名</p>	<p>金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施</p>	<p>施策体系上の位置付け ① (I-1-(2))</p>																																								
<p>施策の概要</p>	<p>ベター・レギュレーションの考え方を財務局も含めた検査部局全体に一層浸透・定着させることを最重要課題とし、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、よりレベルの高い内部管理態勢の構築に資するよう、平成20検査事務年度検査基本方針に検査マニュアル前文五原則に則った取組みを推進する旨明記し、検査重点事項として各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築等を掲げ、検査基本計画に従い検査を実施するとともに、20年1月より全面施行した金融検査評定制度について、経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用に努めた。</p>																																									
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段である。</p> <p>(有効性) 金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があった。</p> <p>(効率性) 当局の人員が限られている中で、検査基本方針等で予め検査重点事項を定め、業態の違いや規模・特性等を勘案した検査班編成を行うなど、金融庁、財務局のリソースを有効に活用して、金融実態に応じた的確な検査の実施に努めたことにより、効果的な検査を実施することができた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクテイクとリスク管理の両面からの金融機関の態勢の検証 ・金融機関が採用している各種リスク計測モデルの適切性等の検証 ・中小企業向け金融円滑化のための検査体制の整備 ・資金決済法施行に伴う検査体制の整備 ・保険会社の検査の高度化を図るための体制整備 ・法令等遵守態勢等の検証の充実を図るための体制整備 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1415 1232 1890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>オフサイト検査モニターアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち「1」または「2」と回答された割合</td> <td>%</td> <td></td> <td>—</td> <td>83.8</td> <td>81.1</td> <td>毎年度</td> <td rowspan="3">金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。</td> </tr> <tr> <td>検査実績件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>705</td> <td>647</td> <td>585</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査指摘内容</td> <td colspan="6">※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	オフサイト検査モニターアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち「1」または「2」と回答された割合	%		—	83.8	81.1	毎年度	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。	検査実績件数	件		705	647	585		検査指摘内容	※左記指標は、定性的指標である。						
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																														
				18年度	19年度	20年度																																				
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	オフサイト検査モニターアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち「1」または「2」と回答された割合	%		—	83.8	81.1	毎年度	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。																																		
	検査実績件数	件		705	647	585																																				
	検査指摘内容	※左記指標は、定性的指標である。																																								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																							

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止		評価方式	総合 ^① 実績事業	番号	① (1-2-(1))
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	40,950	40,950	40,950	40,950		40,950
（ 補 正 後 ）	40,950	40,950	40,950	40,950		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	40,950 <0>	40,950 <0>				
支出済歳出額（千円）	0	0				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	40,950 <0>	40,950 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 <ul style="list-style-type: none"> ・金融危機管理に係る経費 ○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求 <ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課監督企画官（金融危機対応担当）の時限の撤廃（恒久化） 					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止					番号	① (I-2-(1))		(千円)	政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項		21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	金融機能安定確保費	金融機能安定確保に必要な経費	40,950	40,950		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計							40,950	40,950	
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計							40,950	40,950		

政策評価調書(個別票②)

担当部局名:

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

評価実施時期:平成21年8月

施策名	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止	施策体系上の位置付け																													
		① (I-2-(1))																													
施策の概要	預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険制度周知のための広報活動、預金保険法第102条の適切なフォローアップ等、名寄せデータの精度の維持・向上等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止を図っていく。																														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られる必要がある。</p> <p>(有効性) 預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られている。 りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られている。 円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られている。</p> <p>(効率性) 各財務局等を通じて行った預金保険制度の周知及びその適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策により、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止を図ることができた。</p> <p>(反映の方向性) ・ 預金保険制度の周知徹底のための広報活動 ・ 預金保険法第102条の適切な運用 ・ 名寄せデータの精度の維持・向上 ・ 関係機関との連携強化</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られること</td> <td>預金保険制度の国民の認知度</td> <td>% (「知っていた」、「内容まで知っていた」、「見開きした」と回答した世帯の合計)</td> <td></td> <td>80.9</td> <td>81.3</td> <td>81.2</td> <td></td> <td rowspan="2">金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>名寄せデータの整備状況</td> <td>預金取扱金融機関への検査数</td> <td></td> <td>294</td> <td>269</td> <td>249</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られること	預金保険制度の国民の認知度	% (「知っていた」、「内容まで知っていた」、「見開きした」と回答した世帯の合計)		80.9	81.3	81.2		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られる必要がある。	名寄せデータの整備状況	預金取扱金融機関への検査数		294	269	249	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																	
				18年度	19年度	20年度																									
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られること	預金保険制度の国民の認知度	% (「知っていた」、「内容まで知っていた」、「見開きした」と回答した世帯の合計)		80.9	81.3	81.2		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られる必要がある。																							
	名寄せデータの整備状況	預金取扱金融機関への検査数		294	269	249																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																												

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	新興市場国の金融当局への技術支援		評価方式	総合(実績)事業	番号	① (I-2-(3))
	19年度	20年度				
歳出予算額(千円)						
(当初)	83,637	122,911		125,949		155,341
(補正後)	83,637	120,700		125,949		
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増△減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	83,637 <0>	120,700 <0>				
支出済歳出額(千円)	77,526	114,907				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	6,111 <0>	5,793 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 ・新興市場国を対象にした金融行政研修経費、・国際開発金融機関協力経費					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	新興市場国の金融当局への技術支援					番号	① (I-2-(3))		(千円)
	予 算 科 目						21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	金融機能安定確保費	経済協力に必要な経費	125,949	155,341	
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						125,949	155,341	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計								
合計						125,949	155,341		

政策評価調書(個別票②)

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:総務企画局総務課国際室、監視委員会総務課

施策名	新興市場国の金融当局への技術支援		施策体系上の位置付け																						
			① (I-2-(3))																						
施策の概要	世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の金融システムの安定性を確保することは、わが国にとっても極めて重要であるとの観点から、これらの国々の金融監督当局等に対する技術支援に積極的に取り組み、あわせて連携を強化していく。																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の金融システムの安定化を図ることは、わが国にとって極めて重要であるが、最近の金融システムの急速な発展に、アジア新興市場国の金融監督当局等の体制整備が追いついていないのが実情であるため、アジア新興市場国に対するこれらのセミナーを毎年実施することで、これらの国々の金融監督当局等の能力向上を支援していく必要がある。</p> <p>(有効性) 各セミナー終了後、セミナーの成果が各国の金融監督当局の能力向上に役立っているかどうかについてアンケート調査を行ったところ、回答者のおおむね7割以上から、「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ている。</p> <p>(効率性) アジア新興市場国に対するこれらのセミナーは、各国に事前に行ったアンケート調査結果等に基づいて企画立案、実施したものであり、これらの国々のニーズに効果的に応えたものとなっている。また、研修生を東京に招聘することで、金融庁の各部門の職員等により、短期間に集中的な講義を行うことが可能となっている。</p> <p>(反映の方向性) ・技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融規制・監督当局の能力向上や人材育成への積極的な取り組み</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること</td> <td>研修生に対するアンケート調査の結果</td> <td>% (有効性)</td> <td>欄を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	研修生に対するアンケート調査の結果	% (有効性)	欄を参照。					中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方										
18年3月末					19年3月末	20年3月末																			
アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	研修生に対するアンケート調査の結果	% (有効性)	欄を参照。					中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						
	世界経済・金融危機に関する東アジア首脳会議による共同プレス声明	平成21年6月3日	・世界に開かれた成長センターとしてのアジアの重要な役割に留意しつつ、金融規制を含む金融部門の強化に関するものを始めとする、地域の金融協力の重要性を再確認した。																						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底		評価方式	総合 ^② 実績事業	番号	② (Ⅱ-1-(1))
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	324	324		9,524		23,268
（ 補 正 後 ）	324	324		9,524		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	324 <0>	324 <0>				
支出済歳出額（千円）	184	341				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	140 <0>	△ 17 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 ・多重債務者対策に関する広報に係る経費、・金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費、・貸金業法の完全施行に必要な経費</p> <p>○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求 ・金融ADR推進のための体制整備、・市場法制整備のための体制の整備、・金融商品取引法への対応強化に係る体制の整備、・保険制度の企画立案等に係る体制整備、・消費者信用法制の検討に係る体制整備</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底				番号	② (Ⅱ-1-(1))		(千円)		
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	投資者等保護費	投資者等保護に必要な経費	9,524	23,268		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計						9,524	23,268		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計						9,524	23,268			

政策評価調書（個別票②）

担当部局名： 総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課、総務企画局企画信用制度参事官室、総務企画局企画課
 保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底</p>	<p>施策体系上の位置付け ② (II-1-(1))</p>
<p>施策の概要</p>	<p>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指している。 そのため、引き続き、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む必要がある。</p>	

<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展する中で、今後我が国経済が持続的に成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要がある。そのためには、金融商品取引法、貸金業法、振り込み詐欺救済法、預貯金者保護法等の整備及び円滑な施行・運用など利用者保護の取組みを進める必要がある。</p> <p>(有効性) 金融商品取引法の改正や生命保険のセーフティネットの見直し等の制度整備が着実に進められているほか、一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数が5件以上の人数の低下やICキャッシュカードを導入済みの金融機関の増加等利用者保護ルールへの適切な運用も行われている。 また、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談のうち、個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係るものが占める割合やP I O - N E Tにおける金融関連の消費生活相談の件数、業界団体における苦情・相談の受付件数が低下しているなど、利用者保護の充実に向けた取組みは一定の効果があった。</p> <p>(効率性) 金融実態に対応した利用者保護のため取り組む事務事業の多くは、制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。 なお、振り込み詐欺救済法の運用や偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策においては、金融機関の取組みを促すことで利用者保護の取組みを進めるなど効率的に施策効果を実現している。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月に第4段階施行の期限を迎える改正貸金業法の円滑な施行 ・21年6月に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律の円滑な施行 ・外国為替証拠金取引（FX取引）に係る規制の円滑な施行 ・内部統制報告制度のレビューの継続 ・多重債務問題改善プログラムの継続 ・利用者保護の観点から消費者庁と適切な連携 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p>
-------------------------------	---

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	
				18年度	19年度	20年度			
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。	
	各業界団体における苦情・相談の受付状況	千件		—	184	174			
	PIO-NETにおける金融関連の消費生活相談情報の状況	万件		17.5	18	17.5			
	振り込み詐欺救済法に基づく被害者への分配状況	百万円		—	—	657 (注1)			
	偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況	偽造キャッシュカード (%) (注2)			97.5	96.6	98.3		
		盗難キャッシュカード (%) (注2)			62.8	56.4	51.9		

(注1)平成20年度中に預金保険機構が実施した公告(計9回、延べ345金融機関分)による。
 (注2)平成20年度末時点における、各年度に発生した被害に対する補償割合(件数ベース)。(金融機関において調査・検討中のものを除く)

<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>年月日 平成20年6月27日</p>	<p>記載事項(抜粋) 第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。</p>
---------------------------------	---	--	---

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実		評価方式	総合 ^① 実績・事業	番号	② (Ⅱ-1-(2))
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	63,482	47,029	37,355	28,651		
（ 補 正 後 ）	63,482	47,029	37,355			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	63,482 <0>	47,029 <0>				
支出済歳出額（千円）	48,300	20,478				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	15,182 <0>	26,551 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における金融知識等普及施策推進実施経費、 ・一般社会人向けパンフレット等作成経費、 ・金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費、 ・金融知識普及施策奨励経費、 ・金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費、 ・貸金業者情報検索サービス運用経費、 ・多重債務者対策に関する広報経費 <p>○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における関係機関等との連携強化のための増、 ・広報体制の整備 					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実				番号	② (Ⅱ-1-(2))		(千円)		
	予 算 科 目					21年度 当初予算額	22年度 要求額		政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	投資者等保護費	投資者等保護に必要な経費	37,355	28,651	△ 8,801	
	A	1								
	A	1								
	A	1								
	A	1								
	A	1								
	小計						37,355	28,651	△ 8,801	
対応表において◆ となっているもの										
	小計									
対応表において○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
合計						37,355	28,651	△ 8,801		

政策評価調書(個別票②)

担当部局名：総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、
 総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信
 用制度参事官室、監督局総務課金融会社室

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実</p>	<p>施策体系上の位置付け ② (Ⅱ-1-(2))</p>																																										
<p>施策の概要</p>	<p>国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要であることから、金融経済教育の充実を図るとともに、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応していく。</p>																																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要がある。</p> <p>(必要性) 金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進んでいることや、多重債務者発生予防のために金融経済教育の強化が必要であるほか、ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠である。</p> <p>(有効性) 金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数は、開設以来継続して高い水準にあり、金融行政を行う上での貴重な情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができた。また、地方公共団体等からの金融経済教育の充実に向けた各パンフレット等の配布要望に対し、必要部数全てを配布することで各団体等の積極的な取組みを支援したほか、多重債務問題については、相談体制等の整備が進み、多重債務を苦にした自殺者が減少している。これらのことから、利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実に向けた取組みは一定の効果があつた。</p> <p>(効率性) 金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、ウェブサイト媒体とした注意喚起等多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図った。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの相談等に一元的に対応しているほか、新着情報メール配信サービスについては、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張するなど、効率的に利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>(反映の方向性) ・金融経済教育の充実 ・当局における相談体制並びに金融ADR制度の創設等を踏まえた業界団体等における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実 ・金融行政に関する広報の充実 ・多重債務者のための相談体制等の整備</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1473 1232 1818"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</td> <td>国民の金融知識の状況</td> <td>%</td> <td>37.5 19年度</td> <td>37.3</td> <td>37.5</td> <td>36.6</td> <td>19年度より向上</td> <td rowspan="4">多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</td> </tr> <tr> <td>シンポジウムの開催実績</td> <td>回</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パンフレットの配布実績</td> <td>部</td> <td></td> <td>27万</td> <td>62万</td> <td>18万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>52,054</td> <td>45,873</td> <td>51,640</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	国民の金融知識の状況	%	37.5 19年度	37.3	37.5	36.6	19年度より向上	多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。	シンポジウムの開催実績	回		1	5	4		パンフレットの配布実績	部		27万	62万	18万		金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640	
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																															
			18年3月末	19年3月末	20年3月末																																							
利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	国民の金融知識の状況	%	37.5 19年度	37.3	37.5	36.6	19年度より向上	多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。																																				
	シンポジウムの開催実績	回		1	5	4																																						
	パンフレットの配布実績	部		27万	62万	18万																																						
	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640																																						
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>年月日 平成20年6月27日</p> <p>記載事項(抜粋) 第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。</p>																																										

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	金融機関等の法令等遵守態勢の確立		評価方式	総合(実績)事業	番号	② (Ⅱ-1-(3))
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	0	6,804		6,220		10,635
（ 補 正 後 ）	0	6,804		6,220		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <0>	6,804 <0>				
支出済歳出額（千円）	0	1,743				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <0>	5,061 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 ・貸金業務取扱主任者登録に必要な経費、・貸金業者等の監督に必要な経費					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	金融機関等の法令等遵守態勢の確立				番号	② (Ⅱ-1-(3))		(千円)		
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	投資者等保護費	投資者等保護に必要な経費	6,220	10,635		
	A	2	一般							
	A	3	一般							
	A	4								
	小計						6,220	10,635		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計						6,220	10,635			

政策評価調書(個別票②)

担当部局名: 監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

評価実施時期: 平成21年8月

施策名	金融機関等の法令等遵守態勢の確立		施策体系上の位置付け																						
			② (Ⅱ-1-(3))																						
施策の概要	<p>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。そこで、金融機関等の法令等遵守態勢を強く促すとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととする。</p>																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっている。従って、今後とも、金融機関等の自主的な取組みを促すほか、実態把握に努め、金融機関等の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が生じているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みをフォローアップしていくことが必要である。</p> <p>(有効性) 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、再発の防止や、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があった。</p> <p>(効率性) 行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られる。 また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた効率的な取組みであり、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令遵守態勢の構築に資する。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関等による自主的な取組みの懲逸 厳正かつ迅速な行政処分 金融機関等の業務改善に向けた取組みのフォローアップ 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知等を通じた法令等違反行為の再発防止 業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の充実 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> <th>21年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること</td> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td>4382</td> <td>4420</td> <td></td> <td>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年3月末	20年3月末	21年3月末	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件			4382	4420		預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
19年3月末					20年3月末	21年3月末																			
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件			4382	4420		預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視		評価方式	総合・実績・事業	番号	② (Ⅱ-2-(1))
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	254,645	223,629	251,548	267,590		
（ 補 正 後 ）	244,922	223,629	251,548			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	244,922 <0>	223,629 <0>				
支出済歳出額（千円）	223,570	140,680				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	21,352 <0>	82,949 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 ・証券取引等監視委員会一般事務費、・検査等一般事務費、・証券取引等監視経費（犯則調査経費）、・証券取引等監視経費（課徴金調査経費）、・課徴金制度関係経費、・証券取引等監視経費（証券取引審査経費）</p> <p>○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求 ・市場分析審査体制の整備、・証券検査体制の整備、・課徴金・開示検査体制の整備、犯則調査体制の整備</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視					番号	② (Ⅱ-2-(1))		(千円)
	予 算 科 目					21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	投資者等保護費	投資者等保護に必要な経費	251,548	267,590	△ 3,847
	A	1							
	A	1							
	A	1							
	A	1							
	A	1							
	小計							251,548	267,590
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計								
合計							251,548	267,590	△ 3,847

政策評価調書(個別票②)

担当部局名: 証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課

評価実施時期: 平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視</p>	<p>施策体系上の位置付け ② (Ⅱ-2-(1))</p>																																																						
<p>施策の概要</p>	<p>証券取引等の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、情報収集・分析、取引審査、調査・検査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告や犯則事件として告発することにより厳正に対処する。</p>																																																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(フォワードルッキング・アプローチに基づく監視の強化や市場監視体制の更なる充実・強化等)を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 我が国の金融・資本市場を公正・透明なものとするためには、適正な市場監視を行い、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する必要がある。また、実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成することは、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献することとなる。さらには、不正ファイナンスのリスクの増大、新たな取引や新たな市場の出現等による監視対象の拡大など、証券取引等監視委員会における市場監視の必要性は、ますます高まっている。</p> <p>(有効性) 金融・資本市場に関する幅広い情報収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査などの市場監視活動を行い、市場の公正性・透明性を損なう法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件としての告発を行うなどの厳正な対応により、不正な取引等の未然防止の抑止力として有効に機能している。</p> <p>(効率性) 我が国市場を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、「コンプライアンスWAN」の利用開始による売買審査のための取引に係るデータ授受の迅速化、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」の議論を踏まえ、内部管理態勢に着目した検査の充実のほか、専門家を積極的に採用し、調査・検査体制の強化を図るなど、実効性のある効率的な市場監視を実施している。また、証券取引等監視委員会のタイムリーな取組みを踏まえた情報発信をすることにより、不正な取引等の効率的な未然抑止に効果をあげている。</p> <p>(反映の方向性) ・市場を取り巻く環境変化に的確に対応するため、審査、検査、調査のより実効性ある監視態勢の構築及び国内外の関係当局等との連携強化に必要な人員の確保 ・電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業(デジタルフォレンジック)に対応するための環境整備 ・審判手続室における審判手続の適切かつ迅速な運営等の確保</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="443 1350 1177 1823"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値(件)</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する</td> <td>情報受付件数</td> <td></td> <td>6,485</td> <td>5,841</td> <td>6,412</td> <td rowspan="8">市場監視(検査・調査等)を適正に実施することにより、金融商品取引の公正を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持する。また、我が国金融・資本市場の競争力を高めるためには、市場機能の拡充を通じて金融イノベーションを阻害することのないよう留意しつつ、市場の公正性・透明性の向上を図ることにより、内外の投資者等からの信頼を強固にしてい</td> </tr> <tr> <td>取引審査実施件数</td> <td></td> <td>1,039</td> <td>1,098</td> <td>1,031</td> </tr> <tr> <td>証券検査実施件数</td> <td></td> <td>192</td> <td>233</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>証券検査に係る勧告実施件数</td> <td></td> <td>28</td> <td>28</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>課徴金調査に係る勧告実施件数</td> <td></td> <td>9</td> <td>21</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>開示検査に係る勧告実施件数</td> <td></td> <td>5</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>犯則事件の告発実施件数</td> <td></td> <td>13</td> <td>10</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>講演会等の実施件数</td> <td></td> <td></td> <td>(20年度)</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	基準値 (年度)	実績値(件)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する	情報受付件数		6,485	5,841	6,412	市場監視(検査・調査等)を適正に実施することにより、金融商品取引の公正を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持する。また、我が国金融・資本市場の競争力を高めるためには、市場機能の拡充を通じて金融イノベーションを阻害することのないよう留意しつつ、市場の公正性・透明性の向上を図ることにより、内外の投資者等からの信頼を強固にしてい	取引審査実施件数		1,039	1,098	1,031	証券検査実施件数		192	233	228	証券検査に係る勧告実施件数		28	28	18	課徴金調査に係る勧告実施件数		9	21	20	開示検査に係る勧告実施件数		5	10	12	犯則事件の告発実施件数		13	10	13	講演会等の実施件数			(20年度)	125
達成目標	指標名	基準値 (年度)	実績値(件)				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																
			18年度	19年度	20年度																																																			
市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する	情報受付件数		6,485	5,841	6,412	市場監視(検査・調査等)を適正に実施することにより、金融商品取引の公正を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持する。また、我が国金融・資本市場の競争力を高めるためには、市場機能の拡充を通じて金融イノベーションを阻害することのないよう留意しつつ、市場の公正性・透明性の向上を図ることにより、内外の投資者等からの信頼を強固にしてい																																																		
	取引審査実施件数		1,039	1,098	1,031																																																			
	証券検査実施件数		192	233	228																																																			
	証券検査に係る勧告実施件数		28	28	18																																																			
	課徴金調査に係る勧告実施件数		9	21	20																																																			
	開示検査に係る勧告実施件数		5	10	12																																																			
	犯則事件の告発実施件数		13	10	13																																																			
	講演会等の実施件数			(20年度)	125																																																			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>市場強化プラン(金融・資本市場競争力強化プラン)</p> <p>平成19年12月21日</p> <p>経済財政改革の基本方針2008</p> <p>平成20年6月27日</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>1. 信頼と活力のある市場の構築 2. 市場の公正性・透明性の確保 (2) 市場監視機能の強化 ① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化 我が国市場の公正性・透明性の一層の向上に向け、課徴金制度の見直しを含む市場監視機能の強化に対応するため、引き続き証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする幅広い市場監視体制の強化を図る。</p> <p>第2章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 II グローバル戦略 ⑤国際競争力ある成長分野の創出 ・金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成19年12月21日)を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。</p>																																																					

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備		評価方式	実績	番号	② (Ⅱ-2-(3))
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	82,170	73,953		52,626		52,626
（ 補 正 後 ）	75,524	71,358		52,626		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	75,524	71,358				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	69,827	65,813				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	5,697	5,545				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 <ul style="list-style-type: none"> ・企業財務諸制度調査等経費 ○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求 <ul style="list-style-type: none"> ・国際会計基準への移行に係る対応強化 					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備					番号	② (Ⅱ-2-(3))		(千円)
	予 算 科 目						21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	投資者等保護費	投資者等保護に必要な経費	52,626	52,626	
	小計						52,626	52,626	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計								
合計						52,626	52,626		

政策評価調書(個別票②)

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:総務企画局企業開示課

施策名	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備	施策体系上の位置付け
		② (Ⅱ-2-(3))

施策の概要	我が国会計基準は、ASBJにおいて、精力的に改訂がなされ、諸外国に比べて遜色のない高品質なものとなっている。一方で経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応するとともに、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していく必要がある。
-------	---

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっている(EUにおける会計基準の同等性評価の決定や、IASCFモニタリング・ボードの創設)が、環境の変化(会計基準に関する国際的動向)や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要であり、また海外当局等との対話の促進を図っていくことが必要である。</p> <p>(有効性) 金融庁と国内関係者は、企業会計審議会企画調整部会において示された官民一体の方針に基づき、コンバージェンスに対応してきている。我が国におけるコンバージェンスの進捗を前提としてEUにおける会計基準の同等性評価が決定されたことや、IASCFモニタリング・ボードの創設により、国際会計基準の設定プロセスにおいて、公正性・透明性を監視する機構に金融庁が参加するという、企業会計審議会により我が国において国際会計基準の任意適用を認めることが適当とする報告書を公表されたこと等から、企業財務報告の適正化を通じた金融資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっている。</p> <p>(効率性) 金融庁と国内関係者は、官民連携して十分な意見交換を行いつつ、それぞれの専門的知見を活用しながらコンバージェンスへの対応を進めてきており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用している。</p> <p>(反映の方向性) ・会計基準のコンバージェンスに向けた取組み ・国際的な基準設定プロセスへの早期段階からの関与と、基準設定主体のガバナンス強化に向けた国際的な議論への貢献 ・国内におけるASBJにおける会計基準等の整備・改善に向けた活動</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること</td> <td>ASBJのコンバージェンスに対する取組状況 <ASBJプロジェクト計画表の進捗度></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、会計基準設定主体をはじめとする関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	ASBJのコンバージェンスに対する取組状況 <ASBJプロジェクト計画表の進捗度>							国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、会計基準設定主体をはじめとする関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。
	達成目標					指標名	単位	基準値 (年度)			実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方							
18年度		19年度	20年度																			
金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	ASBJのコンバージェンスに対する取組状況 <ASBJプロジェクト計画表の進捗度>							国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、会計基準設定主体をはじめとする関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。														
	<table border="1"> <tr> <td>施政方針演説等</td> <td>年月日</td> <td>記載事項(抜粋)</td> </tr> <tr> <td>生活対策</td> <td>平成20年10月30日</td> <td>国際的な会計基準の動きを踏まえ、①公正価値(時価)の算定方法の企業会計基準委員会による明確化の監査人への周知・金融検査での対応を行うとともに、②同委員会による金融商品の保有目的の変更に関する迅速な検討を支持する</td> </tr> <tr> <td>経済危機対策</td> <td>平成21年4月10日</td> <td>企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート</td> </tr> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	生活対策	平成20年10月30日	国際的な会計基準の動きを踏まえ、①公正価値(時価)の算定方法の企業会計基準委員会による明確化の監査人への周知・金融検査での対応を行うとともに、②同委員会による金融商品の保有目的の変更に関する迅速な検討を支持する	経済危機対策	平成21年4月10日	企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート												
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																				
生活対策	平成20年10月30日	国際的な会計基準の動きを踏まえ、①公正価値(時価)の算定方法の企業会計基準委員会による明確化の監査人への周知・金融検査での対応を行うとともに、②同委員会による金融商品の保有目的の変更に関する迅速な検討を支持する																				
経済危機対策	平成21年4月10日	企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート																				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実		評価方式	実績	番号	② (Ⅱ-2-(4))
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	1,095,829	834,908		1,531,282		1,450,268
（ 補 正 後 ）	1,095,829	834,908		3,428,962		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	1,095,829 <0>	834,908 <0>				
支出済歳出額（千円）	1,073,833	833,783				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	21,996 <0>	1,125 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等電子開示システム整備経費、 ・業務システム最適化計画に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの国際化に必要な経費、 ・規制緩和要望等へ対応するための経費 <p>○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場企業等のガバナンス強化に向けた検討体制の整備、 ・信用格付業者の監督に係る体制整備 					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実				番号	② (Ⅱ-2-(4))		(千円)	政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	投資者等保護費	投資者等保護に必要な経費	1,531,282	1,450,268		
	A	1								
	A	1								
	A	1								
	A	1								
	小計							1,531,282	1,450,268	
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計							1,531,282	1,450,268		

政策評価調書(個別票②)

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:総務企画局企業開示課、監督局証券課

<p>施策名</p>	<p>金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実</p>	<p>施策体系上の位置付け ② (Ⅱ-2-(4))</p>																				
<p>施策の概要</p>	<p>金融商品取引法上のディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為に必要不可欠なものであることから、ディスクロージャー制度の不断の整備を図る。 また、ディスクロージャーの電子化については、EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)を利用したディスクロージャーの電子化を推進する。 さらに、信用格付業者に対する登録制の導入により、規制・監督を通じた信用格付業者の独立性確保・利益相反防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保を図ることが期待される。</p>																					
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。 (必要性) 公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のためにはディスクロージャー制度の不断の整備、制度の円滑な導入が必要不可欠である。 開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待される。 また、ディスクロージャーの電子化は、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの電子化の推進が必要である。 さらに資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護の観点から、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入することが必要である。 (有効性) 20年4月1日以後開始する事業年度より適用されている内部統制報告制度の円滑な導入により、財務情報の信頼性が高まっている。 また、最適化後の新EDINETへのXBRLの導入により開示情報の二次利用性が高まったことは、証券市場の活性化に資する。 さらに、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入するための法整備を行ったことは、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護に資する。 (効率性) 新興市場への上場企業を対象に実施した内部統制報告制度の対応状況に関するアンケートについては、各証券取引所の協力のもと、低コストでより多くの対象者からアンケートの回答を回収することができた。 EDINETの再構築については、XBRLを導入することにより、開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を図るとともに、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図り、20年3月17日より新システムが稼働している。 (反映の方向性) ・内部統制報告書の提出状況の調査など内部統制報告制度のレビューを引き続き行い、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討 ・タクソノミの国際的な共通仕様を確定させ、これに基づくタクソノミ開発を実施し、新EDINETに導入されたタクソノミの国際的相互運用性、比較可能性を確保 ・格付会社に係る規制については、政令・内閣府令の整備に取り組むほか、欧米をはじめとする外国当局と適切に連携 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="443 1460 1177 1814"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること</td> <td>EDINETサイトへのアクセス件数(注)目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していない。</td> <td>万件</td> <td>32</td> <td>100</td> <td>444</td> <td></td> <td>有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確・公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	EDINETサイトへのアクセス件数(注)目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していない。	万件	32	100	444		有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確・公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方									
			18年度	19年度	20年度																	
投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	EDINETサイトへのアクセス件数(注)目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していない。	万件	32	100	444		有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確・公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。															
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 生活対策 金融・世界経済に関する首脳会合 経済危機対策</p>	<p>年月日 平成20年10月30日 平成20年11月15日 平成21年4月2日 平成21年4月10日</p>	<p>記載事項(抜粋) 第2章 具体的施策 (第2の重点分野)金融・経済の安定強化 4. 金融資本市場安定対策 ○証券化商品の透明性・信頼性向上及び流通再開に向けた取組 ・格付会社に係る規制の検討 「合意され強化された国際行動規範に整合的に、信用格付会社に対する強力な監督を実施していく」こと等について合意 第2章 具体的施策 1. 緊急的な対策―「底割れ」の回避 2. 金融対策 ○開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化 ・「継続企業の前提に関する注記」について、投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するための制度の改善</p>																			

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	公認会計士監査の充実・強化		評価方式	総合(実績)事業	番号	② (Ⅱ-2-(5))
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	197,466	229,550		114,908		132,317
（ 補 正 後 ）	143,476	229,550		114,908		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）		5,521				
歳出予算現額（千円）	143,476	235,071				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	121,998	186,909				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	21,478	48,162				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 ・懲戒処分経費、・課徴金制度関係経費、・監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費、・公認会計士試験の実施に係る経費</p> <p>○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求 ・公認会計士監督に係る体制の整備、・公認会計士・監査審査会の事務局機能の充実・強化、・組織的かつ効率的な検査等の体制の整備、・国内の監査法人、公認会計士等に対する検査等の体制整備、・外国監査法人等に対する検査等の体制整備、・外国監査法人等に対する検査等の体制整備、・外国監査法人等に対する検査等の支援体制の整備</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	公認会計士監査の充実・強化					番号	② (Ⅱ-2-(5))		(千円)
	予 算 科 目								
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額	
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	投資者等保護費	投資者等保護に必要な経費	114,908	132,317	
	A	1							
	A	1							
	A	1							
	A	1							
	小計						114,908	132,317	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計								
合計						114,908	132,317		

政策評価調書(個別票②)

担当部局名: 公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

評価実施時期: 平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>公認会計士監査の充実・強化</p>		<p>施策体系上の位置付け ② (Ⅱ-2-(5))</p>																																	
<p>施策の概要</p>	<p>我が国の資本市場が、その機能を十分に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠であり、公認会計士・監査法人による監査は、企業財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく。</p>																																			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化(監査に関する国際的動向等)や取組みの有効性(監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況等のフォローアップ等)等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、公認会計士・監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実施することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要がある。</p> <p>(有効性) 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、公認会計士、監査法人の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果があがっている。</p> <p>(効率性) 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び検査を実施し、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改定等を行ったことは、監査事務所の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準等の整備に係る対応 ・ 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ・ 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 ・ 諸外国の監査監督機関との協力・連携 ・ 公認会計士試験の実施の改善 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1541 1232 1843"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳正な会計監査の確保を図ること</td> <td>監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">※左記指標は、主に定性的指標である。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	厳正な会計監査の確保を図ること	監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況	%						公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。	※左記指標は、主に定性的指標である。								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																								
				18年3月末	19年3月末	20年3月末																														
厳正な会計監査の確保を図ること	監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況	%						公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。																												
※左記指標は、主に定性的指標である。																																				
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																	

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	決済システム等の整備		評価方式	総合 ^③ 実績事業	番号	③ (Ⅲ-1-(2))
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	0	0		2,031		0
（ 補 正 後 ）	0	0		2,031		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <0>	0 <0>				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <0>	0 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求 ・我が国決済システムの競争力の強化・信頼と安定に向けた体制整備、・金融商品取引清算機関・振替機関の監督に係る体制整備、・資金決済法施行に伴う検査体制の整備、・資金決済に関する法律施行に伴う監督体制の整備、・電子債権記録機関監督のための体制整備					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	決済システム等の整備				番号	③ (Ⅲ-1-(2))		(千円)	
	予 算 科 目					21年度 当初予算額	22年度 要求額		政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	金融機能円滑化推進費	金融機能円滑化推進に必要な経費	2,031	0	△ 2,031
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						2,031	0	△ 2,031
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								0
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計								
合計						2,031	0	△ 2,031	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		決済システム等の整備			番号	③ (Ⅲ-1-(2))		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)		うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)
リテール決済制度に関する広 報経費	A	1	2,031	0	△ 2,031	△ 2,031	0	△ 2,031	執行状況を踏まえ、リテール決済制度に関する広報経費について、21年度中に完了する見込みであることから、予算要求を行わないこととした。
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
合計			2,031	0	△ 2,031	△ 2,031	0	△ 2,031	

政策評価調査(個別票②)

担当部局名: 総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課

評価実施時期: 平成21年8月

施策名	決済システム等の整備	施策体系上の位置付け																													
		③ (Ⅲ-1-(2))																													
施策の概要	<p>決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。例えば、米国のサブプライム・ローン問題に端を発する国際的な金融・資本市場の混乱等を背景として、国内外の決済システムの相互依存関係が一段と強まっていることから、資金決済システムを強化する必要性が高まっており、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる必要がある。</p>																														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、資金決済に関する法律の円滑な施行に向けた政令・内閣府令等の整備の取組みや電子記録債権制度の着実な実施に向けた取組み等を引き続き行っていく必要がある。</p> <p>(必要性) 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる必要がある。</p> <p>(有効性) 株式等振替制度を円滑に実施したことにより、株券紛失等のリスクの削減、発行者に係るコストの削減、株主管理の効率化等が図られた。電子記録債権制度の導入により、事業者の資金調達の円滑化が図られることとなった。また、資金決済に関する制度整備を図ったことにより、従来銀行等のみに認められた為替取引を、登録制の下、銀行等以外の者でも行うことができるようになり、前払式支払手段についても、現行の商品券やプリペイドカード内に金額等が記録されるカードと同様に適切な規制が及ぶこととなり、銀行間の資金決済の円滑な実施を確保するため、資金清算を行う者に対する適切な監督等を行えることとなった。これらの取組みにより、決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に向けて、大きな成果が上がっている。</p> <p>(効率性) 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築するために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。 なお、資金決済システムにおける国際標準化への対応等については、民間主体の取組みをフォローアップするという手法をとっているほか、民間による電子記録債権制度の活用が進むよう、関係機関との連携や周知・広報を図るなど、民間の取組みも踏まえ施策を進める。</p> <p>(反映の方向性) ・資金決済に関する法律の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等を整備 ・電子記録債権の普及・利用促進に向けて、引き続き利用者への普及啓発等に取り組むほか、実務・運用のあり方について検討が進むよう、制度の着実な実施に向けて、今後も関係方面との適切な連携</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること</td> <td>平成23年度を目標とするRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況</td> <td rowspan="3">※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</td> </tr> <tr> <td>振替制度の実施及び稼働状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電子記録債権制度の導入及び稼働状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20年3月末	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	平成23年度を目標とするRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況	※左記指標は、定性的指標である。					決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。	振替制度の実施及び稼働状況				電子記録債権制度の導入及び稼働状況			
	達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																	
18年3月末				19年3月末	20年3月末																										
安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	平成23年度を目標とするRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況	※左記指標は、定性的指標である。					決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。																								
	振替制度の実施及び稼働状況																														
	電子記録債権制度の導入及び稼働状況																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2007	年月日 平成19年6月19日	記載事項(抜粋) 第2章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム I 成長力底上げ戦略【具体的手段】 (3) 中小企業底上げ戦略 ②「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ(業種横断的な共通基盤対策) ・IT化・機械化・経営改善(コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度) ・電子記録債権の推進、(後略) 「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。																												

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	個人投資家の参加拡大		評価方式	総合 (実績) 事業	番号	③ (Ⅲ-1-(4))
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	3,843	1,843		8,063		7,000
（ 補 正 後 ）	3,843	1,843		8,063		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	3,843 <0>	1,843 <0>				
支出済歳出額（千円）	1,493	1,580				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	2,350 <0>	263 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 ・金融税制調査等経費、・学校における金融知識等普及施策推進実施経費、・一般社会人向けパンフレット等作成経費、・金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費、・金融知識普及施策奨励経費</p> <p>○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求 ・金融税制関係業務（税制改正要望等）の充実・強化に向けた体制整備、・金融ADR推進のための体制整備</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	個人投資家の参加拡大				番号	③ (Ⅲ-1-(4))		(千円)	
	予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	金融機能円滑化推進費	金融機能円滑化推進に必要な経費	8,063	7,000	△ 1,063
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						8,063	7,000	△ 1,063
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計								
合計						8,063	7,000	△ 1,063	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		個人投資家の参加拡大			番号	③ (Ⅲ-1-(4))		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	
金融税制に関する調査	A	1	8,063	7,000	△ 1,063	△ 1,063	△ 1,063	執行状況を踏まえ、金融税制に関する調査経費について、実績等反映及び随意契約見直し反映の観点から、減額要求を行うこととした。
合計						△ 1,063	△ 1,063	

政策評価調書(個別票②)

担当部局名: 総務企画局市場課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

評価実施時期: 平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>個人投資家の参加拡大</p>	<p>施策体系上の位置付け</p> <p>③ (Ⅲ-1-(4))</p>																																																		
<p>施策の概要</p>	<p>少子高齢化社会が到来する中で、今後、我が国の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要があり、「貯蓄から投資へ」の流れは引き続き重要である。</p>																																																			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等が増加するなど、政策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、実体経済の悪化や株価等の大幅な変動などの外部環境の変化等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(個人投資家が投資しやすい環境の整備等)に一層取り組んでいく必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化社会が到来する中で、今後、我が国の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要がある。 また、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大を通じて、内外の企業等に成長資金が適切に供給されることにより、我が国経済の持続的な成長の確保が図られることも期待される。</p> <p>(有効性) 株価等の大幅な変動等の影響もあり、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等が低下した一方、個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等は増加するなどしており、金融・資本市場の公正性・透明性の確保などに向けた取組みは、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものの、今後も、更なる取組みが必要である。</p> <p>(効率性) 個人投資家の参加拡大のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではない。なお、金融経済教育の充実に係る取組みに際しては、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、ウェブサイトを媒体とした注意喚起等、多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して投資できる環境の整備 ・「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備 ・金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度等の充実 ・金融経済教育の充実 ・ETF(上場投資信託)の多様化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="443 1211 1182 1771"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること</td> <td>個人金融資産に占める株式・投資信託の割合</td> <td>%</td> <td></td> <td>10.9</td> <td>9.3</td> <td>6.7</td> <td></td> <td rowspan="5">国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するためには、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>個人株主数の推移</td> <td>万人</td> <td></td> <td>3,928</td> <td>3,996</td> <td>4,224</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定口座数の推移</td> <td>万口座</td> <td></td> <td>753</td> <td>806</td> <td>847</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定投資者保護団体の認定の申請件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>—</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ETFの上場数</td> <td>銘柄</td> <td></td> <td>14</td> <td>39</td> <td>69</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		10.9	9.3	6.7		国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するためには、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。	個人株主数の推移	万人		3,928	3,996	4,224		特定口座数の推移	万口座		753	806	847		認定投資者保護団体の認定の申請件数	件		—	2	2		ETFの上場数	銘柄		14	39	69	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																						
				18年度	19年度	20年度																																														
個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		10.9	9.3	6.7		国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するためには、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。																																												
	個人株主数の推移	万人		3,928	3,996	4,224																																														
	特定口座数の推移	万口座		753	806	847																																														
	認定投資者保護団体の認定の申請件数	件		—	2	2																																														
	ETFの上場数	銘柄		14	39	69																																														
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針2008</p> <p>生活対策</p>	<p>年月日</p> <p>平成20年6月27日</p> <p>平成20年10月30日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>・金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成19年12月21日)を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。</p> <p>・「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入等について検討し、平成20年内に結論を得る。</p> <p>◇多様な投資家が参入し、厚みのある株式市場の構築に向け、市場の活性化を図るための環境整備を進める。 <具体的施策> ○金融証券税制 ・金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する。 上場株式等の配当等について、3年間現行税制の延長を行う。 金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置を創設する。</p>																																																	

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化		評価方式	総合(実績)事業	番号	③ (Ⅲ-2-(2))
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	0	0	1,519	3,368		
（ 補 正 後 ）	0	0	1,519			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <0>	0 <0>				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <0>	0 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙19-4のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ○評価結果を踏まえ、以下の経費を概算要求 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連携強化に必要な経費 ○評価結果を踏まえ、以下の機構・定員を要求 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向け金融円滑化のための検査体制の整備、 ・企業再生支援機構の監督体制の整備 					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化					番号	③ (Ⅲ-2-(2))		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	金融庁	金融機能円滑化推進費	金融機能円滑化推進に必要な経費	1,519	3,368	
	A	1							
	A	3							
	A	4							
	小計						1,519	3,368	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計								
合計						1,519	3,368		

政策評価調査(個別票②)

担当部局名: 監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課パーゼルII推進室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、検査局総務課

評価実施時期: 平成21年8月

施策名	地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化	施策体系上の位置付け																														
		③ (Ⅲ-2-(2))																														
施策の概要	<p>中小企業金融のきめ細かな実態把握に努めながら、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮促進に向けて、様々な施策に取組み、中小企業金融をはじめとする企業金融の円滑化を図る。</p> <p>また、地域金融機関は、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要があるため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づきその推進を図る。</p>																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も一層の取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 現下の経済情勢の下で、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いている。このような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要となっており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要がある。</p> <p>また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、各種指標には足元では一部に改善の動きも見られるところであり、中小企業金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは成果をあげている。</p> <p>また、「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」によると、地域密着型金融の取組み全体についての利用者からの積極的な評価が引き続き5割程度となっており、地域密着型金融の推進を図るために有効なものとなっている。</p> <p>(効率性) 関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて取組む。 ・監督指針に基づく恒久的枠組みの中での各地域金融機関の自主的な取組みの促進及びそのフォローアップ等。 ・「地域密着型金融に関する会議」(シンポジウム)の開催による有識者等を交えた意見交換等。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年3月末</th> <th>20年3月末</th> <th>21年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地域密着型金融の推進が図られること</td> <td>①地域密着型金融の推進</td> <td></td> <td colspan="3">※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td>毎年度</td> <td rowspan="2">中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>②中小企業金融の円滑化が図られること</td> <td>②中小企業金融の円滑化</td> <td></td> <td colspan="3">※左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td>毎年度</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年3月末	20年3月末	21年3月末	①地域密着型金融の推進が図られること	①地域密着型金融の推進		※左記指標は、定性的指標である。				毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。	②中小企業金融の円滑化が図られること	②中小企業金融の円滑化		※左記指標は、定性的指標である。				毎年度
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																		
				19年3月末	20年3月末	21年3月末																										
①地域密着型金融の推進が図られること	①地域密着型金融の推進		※左記指標は、定性的指標である。				毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。																								
②中小企業金融の円滑化が図られること	②中小企業金融の円滑化		※左記指標は、定性的指標である。				毎年度																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																													
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	<p>第2章 成長力の強化</p> <p>1. 成長力加速プログラム</p> <p>II サービス革新戦略</p> <p>(2) 地域経済の成長力向上</p> <p>②地域金融機関の収益基盤強化</p> <p>金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の設定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。</p>																													
	経済危機対策	平成21年4月10日	<p>第2章 具体的施策</p> <p>1. 緊急的な対策—「底割れ」の回避</p> <p>2. 金融対策</p> <p>◇円滑な金融仲介機能の発揮を促すとともに、企業の資金繰り円滑化等、金融面での万全の措置を講じる。</p> <p><具体的施策></p> <p>○円滑な金融仲介機能の発揮促進等(金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査、金融機能強化法の活用促進等)</p>																													